

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年11月14日京都市条例第11号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）の施行により建築基準法の一部が改正されたことに伴い、京都市駐車場条例ほか4条例について、規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和4年11月14日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 11号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市駐車場条例の一部改正)

第1条 京都市駐車場条例の一部を次のように改正する。

第23条の3第1項中「同条第5項前段」を「同条第6項前段」に改める。

(京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部改正)

第2条 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「同条第5項前段又は第6項前段」を「同条第6項前段又は第7項前段」に改める。

(京都市都市計画関係手数料条例の一部改正)

第3条 京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(7)の項中「第85条第5項前段」を「第85条第6項前段」に、「第85条第6項前段」を「第85条第7項前段」に、「第87条の3第5項前段」を「第87条の3第6項前段」に、「第87条の3第6項前段」を「第87条の3第7項前段」に改める。

(京都市建築基準条例の一部改正)

第4条 京都市建築基準条例の一部を次のように改正する。

第43条中「第85条第5項前段又は第6項前段」を「第85条第6項前段又は第7項前段」に改める。

(京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部改正)

第5条 京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第3項前段中「第85条第5項前段」を「第85条第6項前段」に改め、同条第4項中「第85条第6項前段」を「第85条第7項前段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第3条の規定による改正後の京都市都市計画関係手数料条例の規定は、令和4年5月31日から適用する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)